

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和7年5月20日(2025.5.20)

【国際公開番号】WO2024/070894

【出願番号】特願2024-549286(P2024-549286)

【国際特許分類】

B 6 5 D 65/40(2006.01)

B 3 2 B 27/32(2006.01)

【F I】

10

B 6 5 D 65/40 D

B 3 2 B 27/32 Z

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月4日(2025.3.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ホモポリプロピレンを含む二軸延伸フィルム層と、

前記二軸延伸フィルム層の少なくとも一方の面上に設けられた表面層(A)と、を備える包装フィルムであって、

前記包装フィルム中に含まれる全てのモノマー由来の構成単位の合計モル数を100モル%としたとき、炭素数が2以上10以下の-オレフィン(ただし、-オレフィンはプロピレンを除く)由来の構成単位の含有量が1.5モル%以上20.0モル%以下である包装フィルム。

【請求項2】

30

前記二軸延伸フィルム層は、プロピレンと炭素数が2以上10以下の-オレフィン(ただし、-オレフィンはプロピレンを除く)とのランダム共重合体をさらに含む、請求項1に記載の包装フィルム。

【請求項3】

前記二軸延伸フィルム層に含まれる全成分の合計量を100質量%としたとき、前記二軸延伸フィルム層中の前記ランダム共重合体の含有量が5質量%以上20質量%以下である、請求項2に記載の包装フィルム。

【請求項4】

40

前記ランダム共重合体中に含まれる全てのモノマー由来の構成単位の合計モル数を100モル%としたとき、炭素数が2以上10以下の-オレフィン(ただし、-オレフィンはプロピレンを除く)由来の構成単位の含有量が2.0モル%以上10.0モル%以下である、請求項2または3に記載の包装フィルム。

【請求項5】

A S T M D 1 2 3 8に準拠し、230、2.16kg荷重の条件で測定される、前記ランダム共重合体のM F Rは0.01g/10分以上30.0g/10分以下である、請求項2または3に記載の包装フィルム。

【請求項6】

D S C 測定による前記ランダム共重合体の融点が、125以上150以下である、請求項2または3に記載の包装フィルム。

【請求項7】

50

前記ホモポリプロピレンのアイソタクチックメソペンタド分率( m m m m )が 9 6 . 0 %以上である、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の包装フィルム。

【請求項 8】

前記表面層( A )が、プロピレンのブロック共重合体、プロピレンとエチレンとの共重合体、およびエチレンとブテンとの共重合体からなる群から選択される少なくとも一種を含む、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の包装フィルム。

【請求項 9】

J I S B 0 6 0 1 ( 1 9 9 4 )に準拠し、三次元表面測定機により測定される、前記表面層( A )の少なくとも一方の面の算術平均粗さ( R a )が 4 0 n m 以上である、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の包装フィルム。 10

【請求項 10】

J I S B 0 6 0 1 ( 1 9 9 4 )に準拠し、三次元表面測定機により測定される、前記表面層( A )の少なくとも一方の面の十点平均粗さ( R z )が 6 0 0 n m 以上である、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の包装フィルム。

【請求項 11】

J I S K 7 1 3 6 ( 2 0 0 0 )に準拠し測定される、前記包装フィルムの外部ヘイズは 2 . 0 % 以上である、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の包装フィルム。

【請求項 12】

J I S K 7 1 3 6 ( 2 0 0 0 )に準拠し測定される、前記包装フィルムの内部ヘイズは 5 . 0 % 以下である、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の包装フィルム。 20

【請求項 13】

J I S C 2 1 5 1 ( 2 0 1 9 )に準拠して、 1 2 0 ° で 1 5 分間加熱処理した際に T D 方向が膨張する、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の包装フィルム。

【請求項 14】

食品用包装材に用いられる、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の包装フィルム。

【請求項 15】

レトルト食品用包装材に用いられる、請求項 1 4 に記載の包装フィルム。

【請求項 16】

請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の包装フィルムを用いた包装材。

【請求項 17】

請求項 1 6 に記載の包装材と、

前記包装材内の食品と、を含む食品包装体。 30

30

40

50